

- ① 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から2か月間避難していた申立人ら家族の滞在者慰謝料について、要介護2の1名及びその介護者1名につき、2か月の避難の期間中それぞれ月6割の増額が認められた事例。
- ② 上記家族所有の自宅建物の除染を目的とする屋根全部の葺替工事費用について、その半額が原発事故と因果関係があるものとして賠償された事例。

和解契約書（一部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2、同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、平成23年3月11日から平成24年8月末日までの別紙の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

- 1 被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金175万1000円の支払義務があることを認める。
- 2 被申立人は、申立人X2に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金164万8000円の支払義務があることを認める。
- 3 被申立人は、申立人X3に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金164万8000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、第1項記載の損害項目のうち精神的損害については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月26日

（仲介委員 米林和吉）

申立人 X 1 について	
損害項目	金額
精神的損害（滞在者慰謝料）	1,700,000
弁護士費用	51,000
合計	1,751,000

申立人 X 2 について	
損害項目	金額
精神的損害（滞在者慰謝料）	1,600,000
弁護士費用	48,000
合計	1,648,000

申立人 X 3 について	
損害項目	金額
精神的損害（滞在者慰謝料）	1,600,000
弁護士費用	48,000
合計	1,648,000

和解金額合計	5,047,000
支払金額合計	5,047,000

- ① 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から2か月間避難していた申立人ら家族の滞在者慰謝料について、要介護2の1名及びその介護者1名につき、2か月の避難の期間中それぞれ月6割の増額が認められた事例。
- ② 上記家族所有の自宅建物の除染を目的とする屋根全部の葺替工事費用について、その半額が原発事故と因果関係があるものとして賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X2、同X3、同X1（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金378万5021円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目（別紙記載の期間に限る。またその遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、申立人らの別紙記載の期間における各精神的損害については、本和解契約書に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第6 除染費用

1 除染費用の重複請求を行わない旨の合意

申立人らは、被申立人に対し、別紙記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。

2 国や地方自治体等に対する個人情報の提供

被申立人は申立人らが別紙記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払いを受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人らの地名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することができる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年6月7日

（仲介委員 米林和吉）

申立人 X 2 について		
損害項目	期間	金額
避難費用（交通費）	平成 2 3 年 3 月～平成 2 4 年 8 月末	2 0, 0 0 0
避難費用（宿泊費）		3 6, 0 0 0
一時立入費用		5, 0 0 0
診断書作成費用		5, 0 0 0
除染費用		1, 4 0 0, 0 0 0
精神的損害（増額）		1 2 0, 0 0 0
弁護士費用		4 7, 5 8 0
合計		1, 6 3 3, 5 8 0

申立人 X 3 について		
損害項目	期間	金額
精神的損害（増額）	平成 2 3 年 3 月～平成 2 4 年 8 月末	1 2 0, 0 0 0
生命身体損害		9 0, 0 0 0
診断書作成書		3, 0 0 0
弁護士費用		6, 3 9 0
合計		2 1 9, 3 9 0

申立人 X 1 について		
損害項目	期間	金額
就労不能損害	平成 2 3 年 3 月～平成 2 4 年 8 月末	1, 8 7 5, 7 7 8
弁護士費用		5 6, 2 7 3
合計		1, 9 3 2, 0 5 1

和解金額合計		3, 7 8 5, 0 2 1
仮払い金		0
支払い金額		3, 7 8 5, 0 2 1